## 日本一の健康長寿県構想高幡地域推進協議会設置要綱(新旧対照表)

新

IΗ

## 第1条~第5条 略

(会議)

第6条 略

 $2\sim3$  略

4 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者、行政関係者、地域 保健医療福祉活動を行っている者などの会議への出席を求め、意見を聴 くことができる。

削除

(部会)

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。2 部会は、会長が指名する委員及び<u>有識者等</u>で組織する。

削除

削除

3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第1条~第5条 略

(会議)

第6条 略

 $2 \sim 3$  略

4 会長は、必要があると認めるときは、第<u>7条に定める特別委員又</u>は学 識経験者、行政関係者、地域保健医療福祉活動を行っている者などの会 議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## (特別委員)

- 第7条 協議会に、専門の事項を調査、研究するため、特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、会長が指名し、須崎福祉保健所長が依頼する。
- 3 \_特別委員は、当該専門の事項の調査、研究が終了したときは、特別委員の職を失う。

## (部会等)

- 第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。
- 3 一部会は、特定の事項を調査審議するため、分科会を置くことができる。
- 4 \_ 会長<u>は、協議会の円滑な運営並びに部会及び分科会の運営への助言及</u> び調整を行うために、企画運営委員会を設けることができる。
- 5 部会及び企画運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

新

旧

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、須崎福祉保健所に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、須崎福祉保健所に置く。

(その他)

第<u>10条</u> この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。